

## 審理員候補者名簿

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に規定する審理員となるべき者の名簿は、次のとおりとする。

審理員となるべき者
企画総務部総務監察課法制文書室長

※ 上記の者が審理員となり難い場合は、企画総務部の他の課室長又は副課長の職にある職員とする。